

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	火薬類取締法	法令の番号	昭和25年法律第149号					
不利益処分の種類	緊急措置	根拠条項	第45条					
処分基準	災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるとき							
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課		目次NO	15～